

沼津市立病院 床頭台等設置運営事業者選定に係る
プロポーザル 参加要領

1 目的

沼津市立病院（以下「当院」という。）の入院患者の療養環境の利便性・快適性の向上を図るため、院内に床頭台等を設置し運営する事業者（以下「事業者」という。）を公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）により選定するため必要な事項を定める。

2 事業の概要

- (1) 事業名 沼津市立病院 床頭台等設置運営事業
- (2) 実施場所 沼津市東椎路字春ノ木 550 番地 沼津市立病院
- (3) 事業内容 別紙「沼津市立病院 床頭台等設置運営事業に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (4) 設置方法 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく、行政財産の目的外使用許可によるものとする。
- (5) 実施期間 令和 5 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日までとし、事業実績が良好で許可条件に違反がなく、当院及び事業者いずれからも特別の意思表示がない場合は、令和 13 年 7 月 31 日まで毎年更新する。
- (6) 病床数 387 床

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 事務局 病院施設課（〒410-0302 沼津市東椎路字春ノ木 550 番地）
担当 川口、小澤
電話 055-924-5100 FAX 055-924-5128
E-mail byoin-si@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 沼津市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有しない者であること。
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (5) 国税及び沼津市税の滞納がない者であること。
- (6) 静岡県または静岡県隣接県に本店、支店または営業所を有し、本事業を直営する者であること。
- (7) 病床数が300床以上の病院において過去5年以内に3年以上継続して床頭台等設置運営事業の実績を有する者であること。

5 選定スケジュール

No	内容	期間
①	募集開始	令和5年1月31日(火) ホームページに掲載
②	現場見学	令和5年2月10日頃を予定 ※2月6日(月)までに電話で申込をしてください。 下記「6 現場見学」のとおり
③	質問受付	令和5年2月14日(火) 17時までに電子メールで
④	質問回答	令和5年2月20日(月) 17時までにホームページに掲載
⑤	プロポーザル参加申込	令和5年2月22日(水) 17時必着
⑥	プロポーザル参加承認及び選考会当日案内の通知	令和5年2月27日(月) 17時までに電子メールで
⑦	企画提案書等の提出	参加承認日から令和5年3月10日(金) 17時必着
⑧	選考会	令和5年3月17日(金) 予定
⑨	選定結果の通知	令和5年3月下旬 予定
⑩	覚書締結	令和5年4月中 予定

6 現場見学

病棟の見学を希望する場合は、事前に「3 問い合わせ・書類提出先」に電話にて連絡し、「沼津市立病院 床頭台等設置運営事業現場見学申込書(様式7)」を提出してください。

病棟に立ち入る人数は1事業所につき2名までとします。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、陰性であることの証明の提出が必要となる場合や、やむを得ず中止する場合もある。

7 質問受付・回答

(1) 質問方法

本事業の内容等についての質問は、質問受付期間中に、電子メール・FAX等(様式任意)により提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号、FAX番号を併記すること。質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて当院ホームページ上で回答を掲載する。

8 プロポーザルへの参加申込

以下の書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、（4）（5）（6）は不要である。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに参加辞退届（様式3）を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- （1）参加申込書 1部（様式1）
- （2）同種業務実績表 1部（様式2）
記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料（覚書・仕様書等の写し）を添付
- （3）会社概要 1部（様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可）
- （4）暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式4）
- （5）財務諸表（直近事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」）
- （6）納税証明書（申込日から3か月以内に発行されたもの。課税のあるもののみ提出。）
 - ①沼津市法人市民税納税証明書（最新の事業年度のもの）
 - ②沼津市固定資産税納税証明書（昨年度のもの）
 - ③国税納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について）
 - ・法人登記している事業者は「その3」又は「その3の3」を提出
 - ・個人事業者の場合は「その3」又は「その3の2」を提出

9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会（プレゼンテーション・ヒアリング）の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、当院にその理由の説明を求めることができる。

10 企画提案書等の提出

- （1）提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」へ提出（郵送可）する。

- ①企画提案書提出届（様式5）
 - ②企画提案書（様式自由）
 - ③工程表（様式6）
- (2) 企画提案書等の規格（不備がある場合は、一切受け付けない。）
企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
- ①「(1) 提出書類」のうち、②③については、すべて自社名を入れず（入っている場合は受け付けない）、参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
 - ②「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②③については、この順に左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- (3) その他、注意事項
- ①企画提案書は工程表を除き10ページ以内で作成すること。
 - ②見やすいもの、わかりやすいものとする。特に設置物件については、具体的に説明をすること。
 - ③本要領に示す事業の目的を達成するため、できうる限りの提案をすること。また、本件の事業者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、当院の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした提案に努めること。
 - ④提出後の提案内容の修正は一切認めない。

11 提案する内容

別紙「沼津市立病院 床頭台等設置運営事業に係る仕様書」に基づき、下記のことについて(1)から順番に提案を行うこと。（別表の評価項目を参照）

提案項目(1) 床頭台、コインランドリー等の機器

- ・規格、デザイン（写真やイメージ図等）
- ・特徴
- ・利用料金 等

提案項目(2) 管理運営体制

- ・清掃等衛生管理
- ・故障時等の対応
- ・予備機の確保

提案項目(3) 自由提案

- ・仕様に含まれない、本事業における有用な提案事項

業務実施 ・常駐スタッフの配置体制

使用料 ・売上実績に対する割合（%）

12 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「沼津市立病院 床頭台等設置運営事業者選定委員会」において総合的に評価を行い、事業運営候補者を選定する。ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、事業運営候補者を選定しない。

(2) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

(3) 選考会（プレゼンテーション）

発表時間等は 1 参加者につき 20 分程度（質疑含む）を予定している。日時、会場、当日のプレゼンテーションの順番等は、参加承認通知時に併せて通知する。プレゼンテーションにスライドを使用する場合は、参加申込の際に申し出ること。

なお、パソコン、プロジェクタ・スクリーンは当院で用意する。

プレゼンテーションの際には、自社名を明かしてはならない。

13 選考結果の通知

事業運営候補者選定後、すみやかに当院ホームページ上にて結果を公表する。なお、参加者自身の評価については、覚書締結後、当院にその理由の説明を求めることができる。

14 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 選考会指定時間に来場しなかったとき
- (3) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

15 覚書の締結

選考結果に基づき事業運営候補者と協議し、事業運営候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、覚書を締結し、すみやかに結果を当院ホームページ上で公表する。なお、本プロポーザルは参加事業者の企画力、提案力、業務遂行能力などを審査するものであることから、仕様については覚書締結時に再度精査するものとする。

ただし、選定された事業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、覚書を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当しなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと市長が認めたとき

なお、業務の取りやめ、遅延によって発生した損害について、市は責任を負わない。

また、本業務に係る行政財産の取り扱いについては、地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項及び沼津市行政財産の目的外使用に関する条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 14 号）の規定によるため、事前に確認をしておくこと。

（沼津市役所ホームページ>例規集>沼津市例規集はこちら（外部リンク））

16 提出書類の取扱い

- （1）提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- （2）本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がありますものとする。
- （3）提出書類は一切返却しない。

17 その他

- （1）本件参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- （2）提出書類における記名・押印は、すべて沼津市競争入札参加資格者名簿（業者名簿）に登録のある者については登録のとおりとし、登録のない者については契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

評価項目	評価内容		配点	合計 配点
全体評価	提案内容の的確性	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。	5	15
	提案内容の実現性	実施方法等が具体的で実現性があるか。	5	
	事業への理解・知識	事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。	5	
提案項目 (1)	床頭台、コインランドリー等の機器	使いやすさ・操作性等が利用者に配慮されているか。	10	25
		品質、性能及びメーカーは信頼できるか。	5	
		価格は通俗的な範囲で提案されているか。	10	
提案項目 (2)	清掃・メンテナンス 故障対応	清掃・メンテナンスを適切に実施できるか。	5	10
		故障発生時の体制は適切か。また迅速な対応が期待できるか。予備は十分に確保されているか。	5	
提案項目 (3)	自由提案	患者の利便性、快適性等に貢献できる仕様書に定めのない提案があるか。	20	20
業務実施	業務実施体制	提案内容を実施できる人員が確保されているか。	10	10
使用料	当院に納入する 使用料	売上額に対し、10%以上:20点、9~7%:15点、6~4%:10点、3~1%:5点、1%未満:0点	20	20
合 計			100/100	

ただし、合計点数が 60 点を超えるものがいなかった場合は、事業運営候補者を選定しない。